

立木販売箇所の事業計画書

安全指導等の記録

提出日： 令和8年4月1日 ※1

磐城森林管理署長 殿
〇〇森林事務所森林官 経由

買受者の所在地： 福島県いわき市四倉町〇-〇-〇

名称： 有限会社 浜通林業

代表者名： 代表取締役 磐 城太郎

電話： 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8 9 0

| 区分 | | 内容 | |
|---------------------------|-----------------------|--|----------------|
| 場所 及び 数量 等 | 契約方法 | ・ 公売 ・ 随契 | 契約月日 令和8年8月10日 |
| | 契約場所 | ・ 〇〇 国有林 | 344 林班 る1 小班 |
| | 契約数量 | ・ 面積 7.03 ha ・ 樹種 スギ 外 ・ 材積 3,456 m3 | |
| | 伐採方法 | ・ 皆伐 ・ 間伐 ・ その他 () | |
| 伐採 搬出 計画 | 作業の形態 | ・ 自社 ・ 下請 ・ その他 () | |
| | 作業期間 | ・ (自) 計画承認日 (至) 令和10年2月22日 | ※2 |
| | 搬出方法 | ・ 架線系 ・ 車両系 ・ その他 () | |
| | 従事作業員の内訳 | ・ 作業員数 6 名 (常雇 5 名 臨時 1 名) | ※3 |
| | 下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号 | ・ 住 所： 福島県いわき市平〇-〇-〇 ・ 名 称： 森環整備事業(株) ・ 代表者： 代表取締役 森野 次郎 ・ 電 話： 7 8 9 - 0 1 2 - 3 4 5 6 | |
| 現場 責任 者等 の氏 名 | 現場責任者の氏名等 | ・ 氏 名： 森野 三郎 tel | |
| | 林業架線作業主任者 | ・ 氏 名： 該当作業なし | |
| | 地山掘削作業主任者 | ・ 氏 名： 森野 四郎、森野 五郎 | |
| | 車両系建設機械運転 | ・ 氏 名： 森野 四郎、森野 五郎、森野 六郎 | |
| | かかり木の処理業務 | ・ 氏 名： 森野 次郎、森野 三郎 | |

| 指導年月日 | 作業の内容 | 安全指導等の内容 |
|--|-------|----------|
| 指導者名 | 従事者の数 | |
| | | |
| <p>※1 署への提出月日とします。なお森林官による現地確認、経営担当による承認審査(確認)期間を見込むことから、最低でも着手より20日程度前にご提出ください。 加えて、契約物件内に保安林等制限林を含む場合、また国有林の貸付設備を含む場合は、契約者様から当該管理者への協議・許可承認が必要となります。 以上について、必要な承認が揃ったことを確認でき次第の着手となりますので、事業計画書と併せてお早めにご提出ください。</p> <p>※2 作業期間は伐採・搬出作業にかかる実期間とし、始期は計画承認日、終期は実際の作業終了予定日を考慮してご記載ください(安易に搬出期限最終日とすることは避けること)</p> <p>※3 作業員数は現場に常駐する作業員数とし、下請がある場合下請の作業員数も含めた数をご記載ください。</p> <p>※4 本表右側、安全指導等の記録は森林管理署等で記載するため、提出時は空欄でご提出ください。</p> | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(記入例)

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年 月 日

立木販売買受者： _____

売買物件の所在地： _____

| チェック項目 | 確認 |
|--|--------------------------|
| (1) 伐採区域の確認 | |
| ① 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 林地保全に配慮した集材路・土場の設計 | |
| ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。急傾斜地など集材路により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等は、架線集材とする。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 集材路・土場の作設は必要最小限にする。 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 集材路の線形は、極力等高線に合わせ、集材路・土場は溪流等から距離をおいて配置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 集材路は、溪流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。急傾斜地の0次谷や破碎帯等を通過する場合は、通過する区間を極力短くし、排水処理等を適切に実施する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 集材路・土場は、人家等重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避ける。やむを得ず作設する場合は、重要な保全対象の上方に必要に応じて丸太柵工等を設置する。なお、集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 集材路のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流等に流出しない工夫をする。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 集材路・土場の作設開始後も土質、水系等に注意し、林地の保全に配慮する。 | <input type="checkbox"/> |
| (3) 林地保全に配慮した集材路・土場の施工 | |
| ① 集材路の作設によって土砂の流出・林地の崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定（特約事項等で特定される場合を除く。）し、集材路の幅及び土場の広さを必要最小限にする。 | <input type="checkbox"/> |
| ② 路面の横断勾配を水平に、縦断勾配をできるだけ緩やかにし、波形勾配によりこまめな分散排水を行う。困難な場合等は状況に適した横断溝等を設置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ③ 横断溝等は、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ④ 安全に排水できる箇所をあらかじめ決め、素掘り側溝等により導水する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ 溪流横断箇所は可能な限り原状復旧する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ 洗い越し施工では、横断箇所でも路面より低い通水面を設ける。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ 曲線部では上部入口手前で排水する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ 開きよ等は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮する。横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩等の水たたきや植生マット等を設置する。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側を低くする排水方法とする場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとる。カーブの谷側を低くすることは避ける。 | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ 切土又は盛土の量を調整するなど、原則として残土処理が発生しないようにする。残土が発生した場合は、盛土規制法等に則して適切に処分する。 | <input type="checkbox"/> |

| | |
|--|--|
| <p>⑪ 切土高は1.5m程度以内（ヘアピン区間を除く。）とし、高い切土が連続しないようにする。</p> <p>⑫ 切土のり面勾配は直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。</p> <p>⑬ 盛土は地形、幅員、林業機械の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行う。</p> <p>⑭ 盛土のり面勾配は概ね1割より緩くすることとし、やむを得ず盛土高が2mを超える場合は1割2分より緩くする。</p> <p>⑮ 地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ず盛土する場合には、横断溝等を設置する。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| <p>（４）作業実行上の配慮</p> <p>① 集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。</p> <p>② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。</p> <p>③ 伐採現場が人家、道路等の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施する。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| <p>（５）事業中・実施後の整理</p> <p>① 事業中は必要により、事業完了間近の時点で森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。</p> <p>② 枝条等を伐採現場に残す場合は、伐採後の植栽等を想定して枝条等を整理する。</p> <p>③ 表土保護のための枝条敷設等の場合は、置く場所を分散し、杭を打つなどの対策を講じる。</p> <p>④ 天然更新を予定している区域では、枝条等がその妨げにならないようにする。</p> <p>⑤ 枝条等が溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。</p> <p>⑥ 集材路・土場は、横断溝等の排水処置を行う。</p> <p>⑦ 伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。</p> <p>⑧ 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| <p>（６）生物多様性への配慮</p> <p>① 希少な野生生物の生息等を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を実施する。</p> <p>② 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路・土場の配置とする。</p> | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |